#### FKK ツアーズ株式会社

### 国内募集型企画旅行

#### 【1】当社パンフレットについて

当社のパンフレットは、旅行業法第1 2条 の4 に定める取引条件の説明書面及び同法1 2 条の5に定める契約書面の一部となります。

# 【2】募集型企画旅行契約

- この旅行は、FKKツアーズ株式会社( 以 下「当社」といいます。) が企画・実施す る旅行であり、この旅行に参加されるお客様 は当社と募集型企画旅 行契約(以下「旅行 契約」といいます) を締結することになり
- 2. 当社はお客様が、当社の定める旅行日程に 従って、運送、宿泊その他の旅行に関する サービスの提供を受けることができるよう に手配し、旅程を管理することを引受けま
- 3. 旅行契約の内容は、パンフレット、本旅 行条件書、申込書、出発前にお渡しする 確定書面(最終旅行日程表)及び当社募 集型企画旅行約款によります。

# 【3】旅行の申込と旅行契約の設立時期

当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入 の上、下記の申込金を添えてお申込いた だきます。申込金は旅行代金をお支払い いただくときに、その一部として繰り入 れます。また、旅行契約は当社が予約の 承諾をし、申込書と申込金を受理したと きに成立するものとします。

区 分	申込金(おひとり)	
旅行代金が30万円以上	50,000円	
旅行代金が15万円以上30万円未満	30,000円	
旅行代金が15万円未満	20, 000円	

ただし特定期間、特定コースにつきまして は、別途パンフレットに定めるところによ ります。

- 2. 当社は電話、郵便、ファクシミリその他 の通 信手段による旅行契約の予約申込 みを受付 けることがあります。この場合、予約の時点 では契約は成立しておらず 当社が予約の承 諾の旨を通知した日の 翌日から起算して3 日以内に、申込書と 申込金を提出していた だきます。この期 間内に申込書と申込金は 提出されない 場合、当社は申込みはなかっ たものとし て取り扱います。
- 3. 当社らは、団体・グループを構成する旅行者 の代表としての契約責任者から、旅行申し 込みがあった場合、契約の締結及び解除等 に関する一切の代理権を有しているものと みなします。
- 4. 契約責任者は、当社らが定める日までに、構成 者の名簿を当社らに提出しなけれ ばなりま
- 5. 当社らは、契約責任者が構成者に対して現に 負い、又は将来負うことが予測される債務 又は義務については、何らの責任を負うも のではありません。
- 6. 当社らは、契約責任者が団体・グループ に同行しない場合 、旅行開始後におい ては、あらかじめ契約責任者が選任した 構成者を契約責任者とみなします。

### 【4】お申込み条件

- (1) 20 才未満の方は親権者の同意書が必要で す。15 才未満の方は保護者の同行を条件 とさせていただきます。
- (2) 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは 特定の旅行目的を有する旅行については、 年令、資格、技能その他の条件が当社の指 定する条件に合致しない場合は、ご参加を お断りする場合があります。
- (3) 慢性疾患をおもちの方、現在健康を損なっ ていらっしゃる方、妊娠中の方、身体に障 害をおもちの方などで特別の配 慮を必要と する方は、その旨を旅行のお申し込み時に お申し出下さい。当社は可能かつ合理的な 範囲内でこれに応じま す。この場合、お客様からのお申し出に基づき当社がお客様の ために講じた特 別な措置に要する費用はお 客様の負担 とさせていただきます。なおこ の場合、医師の診断書を提出していただく 場合 があります。また、現地事情や関係機 関等の状況などにより、旅行の安全かつ円 滑な実施のために、介助者/同伴者の同行な どを条件とさせていただくか、コースの一 部について内容を変更させてい ただくか、 又はご負担の少ない他の旅行をお勧めする か、あるいはご参加をお断りさせていただ く場合があります。
- (4)当社は、本項(1)(2)(3)の場合で、当社より お客様にご連絡が必要な場合は、

- (1)(2)はお申し込みの日から、(3)はお申し 出の日から、原則として 1週間以内にご連 絡いたします。
- お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事 由により、医師の診断又は加療を必要とす る状態になったと当社が判断す る場合は、 旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置 をとらせていただきます。これにかかる一 切の費用はお客様のご 負担になります。
- お客様のご都合による別行動は原則として できません。ただし、コースにより別途条 件でお受けする場合があります。
- (7) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団 体行動の円滑な実施を妨げるお それかある と当社が判断する場含は、ご参加をお断り する場合があります。
- その他当社の業務上の都合があるときには. お申し込みをお断りする場合があります。

### 【5】確定書面(最終旅行日程表)

- 当社らは、旅行契約成立後速やかにお客様 に、旅行日程、旅行サービスの内容その他 の旅行条件及び当社の責任に関する事項を 記載した契約書面をお渡しします。契約書 面はパンフレット、本旅行条件書等により 構成されます
- 本項(1)の契約書面を補完する書面として、 当社はお客様に、集合時刻・場所、利用運 送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記 載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始 日の前日までにお渡しします。ただし、お 申し込みが旅行開始日の前日から起算して さかのぼって 7日前以降の場合、旅行開始 日当日にお渡しすることがあります。

# 【6】旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさ かのぼって 13 日目にあたる日より前にお支払 いいただきます。旅行開始日の前日から起算し てさかのぼって 13日目にあたる日以降にお申 し込みの場合は、旅行開始日前の当社らが指定 する期日までにお支払いいただきます。

# 【7】旅行代金について

- (1)参加されるお客様のうち、特に注釈のな い場合、満 12歳以上の方はおとな代 金、満6歳以上(航空機利用コースは満 3歳以上) 12歳未満の方は、こども代金と なります。
- (2)「旅行代金」は、第 3 項の「申込金」、第 13項(1)の「取消料」、第 13項(3)の 「違約料」、及び第 20 項の「変更補償金」 の額の算出の際の基準となります。募集広 告又はパンフレットにおける「旅行代金」 の計算方は、「旅行代金として表示した金 額」プラス「追加代金として表示した金額」 マイナス「割引代金として表示した金額」 となります。

# 【8】旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した運送機関の運 賃・料金(注釈のないかぎりエコノミー クラス)、宿泊費、食事代、入場料・拝 観料等及び消費税等諸税。 (2)添乗員が同行するコースにおける添乗員
- 経費、団体行動に必要な心付。
- (3) その他パンフレットにおいて、旅行代金に 含まれる旨表示したもの。 上記費用はお客様のご都合により、一部利用
- されなくても原則として払い戻しはいたしませ

# 【9】旅行代金に含まれないもの

前項(1)から(3)のほかは旅行代金に含まれま せん。その一部を以下に例示いたします。

- 超過手荷物料金(特定の重量・容量・ 個数を超える分について)。
- (2) 空港施設使用料。 (3) クリーニング代、電報電話料その他の追加 飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う 税・サービス料。
- (4) 渡航手続関係諸費用(旅券印紙代、査証、 予防接種料金、渡航手続代行料金)。
- ご希望者のみ参加されるオプショナ (5) ル・ツアー (別途料金の小旅行)の料金。
- (6) お客様のご希望によりお1人部屋を使用 する場合の追加料金。
- (7) 運送機関が課す付加運賃・料金 (例: 燃油サーチャージ)。
- (8) 自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

#### 【10】旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、 戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス 提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画に よらない運送サービスの提供その他当社の関与 し得ない事由が生じた場合において、旅行の安 全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないと きは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が 当社の関与し得ないものである理由及び当該事 由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サー ビスの内容を変更することかあります ただし、緊急の場合においてやむを得ないとき は変更後にご説明いたします。

# 【11】旅行代金の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き 旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は -切いたしません。

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい 経済情勢の変化等により通常想定される 程度を大幅に超えて改訂されたときは、 その改訂差額だけ旅行代金を変更いたし ます。ただし、旅行代金を増額変更する ときは、旅行開始日の前日から起算して さかのぼって 15 日目にあたる日より前 にお客様に通知いたします。
- (2) 旅行内容が変更され、旅行実施に要する 費用が減少したときは、当社はその変更 差額だけ旅行代金を減額します
- (3) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員によ り旅行代金が異なる旨をパンフレット等に 記載した場合、旅行契約の成立後に当社の 責に帰すべき事由によらず当該利用人員が 変更になったときは、契約書面に記載した 範囲内で旅行代金を変更します。

### 【12】お客様の交代

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地 位を 別の方に譲り渡すことができます。ただ しこの場 合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出 していただきます。この際、交替 に要する手数料 として所定の金額をいただ きます。

# 【13】旅行契約の解除・払い戻し

- (1) お客様の解除権
- [1] お客様はパンフレットに記載した取消料を お支払いいただくことにより、いつでも旅 行契約を解除することができま す。ただし 契約解除のお申し出は、お申し込み店の営
- 業時間内にお受けします。 [2]お客様は次の項目に該当する場合は取消料
  - なしで旅行契約を解除することができます。 第 10 項に基づき、旅行契約内容が変更 されたとき。ただし、その変更が第20 項の表左欄に掲げるものその他の重要 なものである場合に限ります。
  - b. 第 11 項(1)に基づき、旅行代金が増額改 定されたとき。
  - 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機 関等の旅行サービス提供の中止、官公署 の命令その他の事由が生じた場合におい て、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能 となり、又は不可能となるおそれが極め て大きいとき。
  - d. 当社がお客様に対し、第 5項の(2)に記 載の最終旅行日程表を同項に規定する日 までにお渡ししなかったとき。
  - e. 当社の責に帰すべき事由により、パン フレットに記載した旅行日程に従った 旅行実施が不可能となったとき。
- [3] 当社は本項(1)の[1]により旅行契約が解除さ れたときは、既に収受している旅行代金 (あるいは申込金) から所定の取消料を差 し引き払い戻しをいたします。取消料が申 込金でまかなえないときは、その差額を申 し受けます。また本項(1)の[2]により、旅行 契約が解除されたときは、既に収受してい る旅行代金 ( あるいは申込金) 全額を払 い戻しいたします。
- (2) 当社の解除権
- [1] お客様が第 6 項に規定する期日までに旅行 代金を支払われないときは、当社は旅行契 約を解除することがあります。このときは、 本項(1)の[1]に規定する取消料と同額の違約 料をお支払いいただきます。
- [2]次の項目に該当する場合は、当社は旅行契 約を解除することがあります。
  - a. お客様が当社のあらかじめ明示した性 別・年令・資格・技能その他旅行参加条 件を満たしていないことが明らかにな

ったとき。

- b. お客様が病気、必要な介助者の不在その 他の事由により、当該旅行に耐えられな いと認められたとき。
- c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、 又は団体行動の円滑な実施を妨げるお それがあると認められたとき。
- d. お客様が契約内容に関し合理的な範囲 を超える負担を求めたとき。
- e. お客様の人数がパンフレットに記載した 最少催行人員に満たないとき。この場合 は旅行開始日の前日から起算してさかの ぼって 13 日目にあたる日より前 ( 日帰り旅行は 3 日目さかのぼって 13 日目にあたる日より前(日帰り旅行は3日 目に当たる日より前) に旅行中止のご通知 をいたします。
- f. スキーを目的とする旅行における降雪 量 の不足のように、当社があらかじめ明示し た旅行実施条件が成就しないとき、ある いはそのおそれが極めて大きいと き
- g. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関 等の旅行サービスの提供の中止、官公署 の命令その他の当社の関与し得ない事由 が生じた場合において、パンフレットに 記載した旅行日程に従った旅行の安全か つ円滑な実施が不可能となり、又は不可 能となるおそれが極めて大きいとき
- (3) 当社は本項(2)の[1]により旅行契約を解除した ときは、既に収受している旅行代 金(あるい は申込金)から違約料を差し 引いて払い戻し いたします。また本項 (2)の[2]により旅行契 約を解除したとき は、既に収受している旅行 代金 ( あるいは申込金) の全額を払い戻しい たします。
- 2。旅行開始後の解除
- (1) お客様の解除権
- [1] お客様のご都合により途中で離団された 場合は、お客様の権利放棄とみなし、-切の払い戻しをいたしません。
- [2]お客様の責に帰さない事由によりパン フ レットに記載した旅行サービスの提 供を ラけられない場合には、お客様は、取消 料を支払うことなく当該不可能に なった 旅行サービス提供に係る部分の 契約を解 除することができます。
- [3] 本項(1)の[2]の場合において、当社は、旅行代 金のうち旅行サービスの当該受 領すること ができなくなった部分に係 る金額を旅行者 に払い戻します。ただし、当該事由が当社の 責に帰すべき事由に よらない場合において は、当該金額から、当該旅行サービスに対し て取消料、違約 料その他の既に支払い、又は これから支 払わなければならない費用に係る 金額 を差し引いたものをお客様に払い戻し ます。
- (2) 当社の解除権
- [1] 当社は次に掲げる場合においてはお客様に あらかじめ理由を説明して旅行契約の一 部を解除することがあります。
  - a. お客様が病気、必要な介助者の不在その 他の事由により、旅行の継続に耐えられ ないと認められるとき。
- b. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施する ための添乗員等その他の者による当 社の 指示への違背、これらの者又は同行する他 の旅行者に対する暴行又は脅迫 等により 団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全か つ円滑な実施を妨げるとき。
- c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊期 間等の旅行サービス提供の中止、官公署 の命令その他の当社の関与し得ない事由 が生じた場合において、旅行の継続が不 可能となったとき。
- [2] 本項(2)の[1]に記載した事由で当社が旅行契約 を解除したときは、契約を解除し たためにそ の提供を受けられなかった 旅行サービスの 提供者に対して、取消 料・違約科その他の 名目で既に支払い、又は支払わなければなら ない費用があ るときは、これをお客様の負 担とします。この場合、当社は旅行代金のう ち、お客 様がいまだその提供を受けていない 旅 行サービスに係る部分の費用から当社 が当該旅行サービス提供者に支払い又 はこ れから支払うべき取消料・違約料そ の他の名 目による費用を差し引いて払 い戻しいたし ます。
- [3] 本項(2)の[1]の a 、 c により当社が旅行契約 を解除したときは、お客様のお求めに応じ てお客様のご負担で出発地に戻るための必 要な手配をいたします。
- [4] 当社が本項(2)の[1]の規定に基づいて旅行契 約を解除したときは、当社とお客様との間 の契約関係は、将来に向かっての

み消滅します。すなわちお客様が既に提供 を受けた旅行サービスに関する当社の債務 については、有効な弁済がなされたものと します。

# 【14】旅行代金の払い戻し

当社は、「第 11 項の(2)(3)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第 13 項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して 7 日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。

#### 【15】添乗員

- (1) 添乗員同行表示コースには、全行程に添乗 員が同行いたします。添乗員の行なうサー ビスの内容は、原則として契約書面に定め られた日程を円滑に実施するために必要な 業務といたします。旅行中は日程の円滑な 実施と安全のため添乗員の指示に従って頂 きます。添乗員の業務は原則として8時か ら20時までとします。
- (2) 現地添乗員同行表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項(1)における添乗員の業務に準じます。

#### 【16】当社の責任

- (1)当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。
- (2) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負い ません。
- [1] 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために 生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- [2] 運送・宿泊機関等の事故、火災により発生 する損害
- [3] 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又 はこれらのために生じる旅行日程の変更も しくは旅行の中止
- [4] 官公署の命令、伝染病による隔離又はこれ らによって生じる旅行日程の変更、旅行の 中止
- [5] 自由行動中の事故
- [6]食中毒
- [7]盗難
- [8] 運送機関の遅延・不通・スケジュール変 更・経路変更などによって生じる旅行

日程の変更・目的地滞在時間の短縮

(3) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお1人あたり最高15万円まで(当社に故意又

あたり最高 15 万円まで (当社に故意) は重大な過失がある場合を除きます。) といたします。

# 【17】特別保障

- (1) 当社は前項(1)の当社の責任が生じるか 否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に 偶然かつ急激な外来の事故により、その 生命、身体に被られた一定の損害につき ましては死亡補償金(1500万円)・後遺 障害補償金(1500万円を上限)・入院見 舞金(2万円~20万円)及び通院見舞 金(1万円~5万円)を、また手荷物に 対する損害につきましては損害補償金
  - (手荷物1個又は1対あたり10万円を 上限、1募集型企画旅行お客様1名あた り15万円を上限とします。)を支払いま
- (2) 本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨パンフレットに明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- (3) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭

- 乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに 類する危険な運動中の事故によるものであ るときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞 金を支払いません。ただし、当該運動が募 集型企画旅行日程に含ま れているときは、 この限りではありません。
- (4)当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と 前項により損害賠償義務を重ねて負う場合 であっても、一方の義務が履行されたとき はその金額の限度において補償金支払義 務・損害賠償義務とも履行されたものとい たします。

#### 【18】お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結する に際しては、当社から提供された情報を活 用し、お客様の権利義務その他の募集型企 画旅行契約の内容について理解するよう努 めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後において、契約書面 に記載された旅行サービスを円滑に受領す るため、万が一契約書面と異なる旅行サー ビスが提供されたと認識したときは、旅行 地において速やかにその旨を添乗員、斡旋 員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機 関又はお申込店に申し出なければなりませ ん。
- (4)当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。
  (5)クーポン券類紛失の場合、当該クーポン券
- (5) クーポン券類紛失の場合、当該クーポン券 類の再発行に伴う運送機関の運 質・料金はお客様のご負担となります。こ の場合の運賃・料金は、運送機関が定める 金額とします。

# 【19】 オプショナルツア一又は情報提供

(1)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が企画・実施する募集型企画旅行(以下「当社オブショナルツアー」といいます。)の第17項(特別補償)の適用

います。)の第 17 項(特別補償)の適用 については、当社は、主たる募集型企画旅 行契約の内容の一部として取り扱います。 当社オプショナルツアーは、パンフレット 等で「企画者: 当社」と明示します。

- (2) オプショナルツアーの運行事業者が当社以外である旨をパンフレットで明示した場合には、当社は、当該オプショナルツアー参加中にお客様に発生した第17項(特別補償)で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います(但し、当該オプョナルツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます。)。また、当該オプショナルツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の定めに拠ります。
- 3) 当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第17項の特別補償規程は適用します
  - ( 但し、当該オプショナルツアーのご利 用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」 であり、かつ、その旨パンフレット又は確 定書面にて記載した場合を除きます。) が、それ以外の責任を負いません。

# 【20】旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の [1]・[2]・[3]で規定する変更を除きます。)は第7項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変 更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。
  - ただし、当該変更について当社に第 16 項 (1)の規定に基づく責任が発生することが明 らかな場合には、変更補償金としてではな く、損害賠償金の全部又は一部として支払 います。
- [1] 次に掲げる事由による変更の場合は、当 社は変更補償金を支払いません。(ただ し、サービスの提供が行われているにも

- かかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋 その他の諸設備の不足か発生したことによ る変更の場合は変更補償金を支払います。)
- ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災 地変
- イ.戦乱
- ウ. 暴動
- エ. 官公署の命令
- オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行 サービス提供の中止
- カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行 計画によらない運送サービスの提供
- キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
- [2]第 13項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
- [3] パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- (2) 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの 旅行契約に基づき支払う変更補 償金の額は、 第 7 項で定める「旅行代金」に 15% を乗じ て得た額を上限とします。またひとつの旅行 契約に基づき支払う 変更補償金の額がおひ とり様につき 1,000 円未満であるときは、当 対け変更補償金を支払いません。
- 3) 当社はお客様の同意を得て金銭による変更補 償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相 応の物品サービスの提供をも って補償を行 なうことがあります。

# 【21】国内旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内に分析保険に加入されることをお勧めします。国内のわせください。

# 【22】個人情報の取扱

(1) 当社らは、旅行申込みの際に提出された申 込書に記載された個人情報について、お客 様との連絡のために利用させていただくほ か、お客様がお申込みいただいた旅行にお いて旅行サービスの手配及びそれらのサー ビスの受領のための手続に必要な範囲内で 利用させていただきます。 (2) 当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便 名等に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することによって提供いた します。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合 は、お申込店に出発前までにお申し出下さい。

# 【23】その他

- 1) お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等 に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お 客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、 お客様の不注意による荷物紛 失・忘れ物回 収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費 開が生じたときには、それらの費用はお客 様にご負担いただきます。
- (2) お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い 物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。
- (3) お客様が、航空会社が任意で搭乗予定便以 外の航空機に搭乗することをお客様に依頼す る制度(フレックストラベラー制度) に同 意をし、当社が手配した航空機以外に搭乗さ れる場合は、当社の手配債務・旅程管理債務 は履行されたとし、また、当該変更部分に関 わる旅程保証責任・特別補償責任は免責とな りますので、ご了承ください。
- (4) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいた しません。
- (5) 当社らの募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージ サービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ、登録等は お客様ご自身で当該航空会社へ行なって いただきます。また、利用航空会社の変 更により第 16 項(1)及び第20項(1)の責任を負いません。

#### 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パ ンフレットに明示した日となります。

旅行開始日の前日までに	旅行開始日以降に
お客様に通知した場合	お客様に通知した場合
の率×旅行代金 1.5%	3.0%
1.0%	2.0%
1.0%	2.0%
1.0%	2.0%
1.0%	2.0%
1.0%	2.0%
1.0%	2.0%
1.0%	2.0%
2.5%	5.0%
	お客様に通知した場合 (ア本×旅行代金 1.5% 1.0% 1.0% 1.0% 1.0% 1.0% 1.0%

注1:パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提出された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注2:[9]に掲げる変更については、[1]~[8]の料率を適用せず、[9]の料率を適用します。

注3:1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。

注4:[4][7][8]に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。

注5:[3][4]に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取扱います。

注6:[4]運送機関の会社名の変更、[7]宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのものの変更に伴うものをいいます。

注7:[4]運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

#### FKK ツアーズ株式会社

# 海外募集型企画旅行

### 【1】当社パンフレットについて

当社のパンフレットは、旅行業法第1 2条の4に定める取引条件の説明書面及び 同法12条の5に定める契約書面の一部と なります。

#### 【2】募集型企画旅行契約

- 1. この旅行は、FKKツアーズ株式会社 (以下「当社」といいます。) が企画・ 実施する旅行であり、この旅行に参加 されるお客様は当社と募集型企画旅行 契約(以下「旅行契約」といいます) を締結することになります。
- 2. 当社はお客様が、当社の定める旅行日程に従って、運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引受けます。
- 3. 旅行契約の内容は、パンフレット、本旅 行条件書、申込書、出発前にお 渡しす る確定書面(最終旅行日程表) 及び当 社募集型企画旅行約款によ ります。

#### 【3】旅行の申込と旅行契約の設立時期1

当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、下記の申込金を添えてお申込いただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は当社が予約の承諾をし、申込書と申込金を受理したときに成立するものとします。

区 分	申込金(おひとり)
旅行代金が30万円以上	50, 000円
旅行代金が15万円以上30万円未満	30, 000円
旅行代金が15万円未満	20,000円

ただし特定期間、特定コースにつき ましては、別途パンフレットに定める ところによります。

- 2. 当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込出申込みはなかったものとして取り扱います。
- 3. 当社らは、団体・グループを構成する旅 行者の代表としての契約責任 者から、 旅行申し込みがあった場合、契約の締 結及び解除等に関する一 切の代理権を 有しているものとみなします。
- 4. 契約責任者は、当社らが定める日まで に、構成者の名簿を当社らに提出しな ければなりません。
- 5. 当社らは、契約責任者が構成者に対して 現に負い、又は将来負うことが 予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- 6. 当社らは、契約責任者が団体・グルー プに同行しない場合 、旅行開始後に おいては、あらかじめ契約責任者が選 任した構成者を契約責任者とみなしま
- 7. お申し込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が 直ちにできない場合は、当社らは、お客様に期限を確認さいます(以下、この状態のことを「ウェイティング」といいます。) といいます。) といいます。) といいます。) といいます。) では多録として登録し、予約可能となるよう、世野力をいたします。この場合でも当社らは申込金を申し受けます。(ウェイティングの登録は予約完了を保障するものではありません。) ただし、)

「当 社らが予約が可能となった旨を通知 する前にお客様よりウェイティング 登録の解除のお申し出があった場合」又は「お待ち頂ける期限までに結果として予約ができなかった場合」は、当社らは当該申込金を全額払い戻します。

#### 【4】お申込み条件

- (1)20 才未満の方は親権者の同意書 が必要です。15 才未満の方は保護者 の同行を条件とさせていただきます。
- (2) 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年令、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3) 慢性疾患をおもちの方、現在健康を損なっていたのであった。現底で特別の配慮を必要とする方は、そので特別の配慮を必要とする方は、そのさいにおり、おいているでは、この場合、お客様のらいに、は、この場合、お客様ののには、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、場合、といるといる。またにより、ただく場合機関等の状況などにより、介の安全かつ円滑な実施のために、介

/同伴者の同行などを条件とさせていただくか、コースの一部について内容を変更させていただくか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。

- 場合があります。
  (4) 当社は、本項(1)(2)(3)の場合で、
  当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)はお申し込みの日から、(3)
  はお申し出の日から、原則として
  週間以内にご連絡いたします。
- (5) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはいるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。
- (6) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- (7) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、 又は団体行動の円滑な実施を妨げるお それかあると当社が判断する場合は、 ご参加をお断りする場合があります。
- (8) その他当社の業務上の都合があると きには、お申し込みをお断りする場合 があります。

# 【5】確定書面(最終旅行日程表)

- (1) 当社らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
- 2) 本項(1)の契約書面を補完する書面として、当社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に日程表を遅くとも旅行開始 日の前日まで指数を記載した最後に、集例では、「原則として旅行開始日の2週間前~7日前にはお送しずるのでは旅行開始日の間際にお渡しずることがあります。この場合でもすっただし、お申し込みが旅行開始日の前日からと関いて、「開始日の前日とかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日の前日にお渡しずることがあります。

# 【6】旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 21 日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。

# 【7】旅行代金について

「旅行代金」は、第 3 項の「申込金」、 第 14 項(1)の「取消料」、第 14 項(3)の 「違約料」、及び第 23 項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告又はパンフレットにおける「旅行代金」の計算方は、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」プラス「割引代金として表示した金額」となります。

#### 【8】旅行代金に含まれるもの

- 1) 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道 等運送機関の運賃・料金(この運賃・ 料金には、運送機関の課す付加運賃・ 料金【原価の水準の異常な変動に対応 するため、一定の期間及び一定の条件 に限りあらゆる旅行者に一律に課せら れるものに限りま す。】を含みません。 また、等級の選択ができるコースと特 定の等級を利用するコースとがあり、 パンフレットに明示します。)
- (2) 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金 (空港・駅・埠頭と宿泊場所/ 旅行 日程に「お客様負担」と表記してある 場合を除きます。) (3) 旅行日程に明示した観光の料金
- (3)旅行日程に明示した観光の料金 (バス料金・ガイド料金・入場料)
- (4) 旅行日程に明示した宿泊の料金及び 税・サービス料金(パンフレット等に 特に別途の記載がない限り2人部屋 に2人ずつの宿泊を基準とします。)
- (5)旅行日程に明示した食事の料金及び 税・サービス料金
- (6) お1人様スーツケース 1 個の手荷物運搬料金(航空機で運搬の場合はお1人様20kg以内が原則となっておりますが、ご利用等級や方面によって異なりますので詳しくは係員にお尋ねください)
- (7) 現地での手荷物の運搬料金(一部含まれないコースがあります。)但し、一部の空港・駅・港・ホテルではポーターがいない等の理由により、お客様ご自身に運搬していただく場合があります。 (8)添乗員同行コースの同行費用
- 上記費用はお客様のご都合により、一部 利用されなくても原則として払い戻しはい たしません。

## 【9】旅行代金に含まれないもの

前項(1)から(3)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。 (1) 超過手荷物料金(特定の重量・容量・

- 個数を超える分について)。 (2) クリーニング代、電報電話料、ホテル のボーイ・メイド等に対する心付けそ の他の追加飲食等個人的性質の諸費用
- 及びそれに伴う税・サービス料 (3) 渡航手続関係諸費用(旅券印紙代・ 査証料・予防接種料金・渡航手続代 行料金)
- (4) ご希望者のみ参加されるオプショナ ル・ツアー (別途料金の小旅行) の料金
- (5) 運送機関が課す付加運賃・料金 (例:燃油サーチャージ)
- (6)日本国内の空港施設使用料
- (7) 日本国内における自宅から発着空港等 集合・解散地点までの交通費・及び旅 行開始日の前日、旅行終了日当日等の 宿泊費
- (8) 旅行日程中の空港税等(日本国内通行税を含む)(ただし、空港税等を含んでいることを当社がパンフレットで明示したコースを除きます。)

# 【10】追加代金と割引代金

- (1) 第 7 項でいう「追加代金」は、以下 の代金をいいます。(あらかじめ 「旅行代金」の中に含めて表示した場 合を除きます。)
- [1]お 1人部屋を使用される場合の追加 代金。
- [2] パンフレット等で当社が「グレードア ップブラン」と称するホテル又は部屋 タイプのグレードアップのための追加 代金。
- [3] 「食事なしプラン」等を基本とする 「食事つきプラン」等の差額代金。
- [4] パンフレット等で当社が「延泊プラン」 と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。
- [5] パンフレット等で当社が「C・F

クラス追加代金」と称する航空座席の クラス変更に要する運賃差額。

- [6] 国内線特別代金プラン
- [7] その他パンフレット等で「××× ×追加代金」と称するもの(ストレー トチェックイン追加代金、航空会社指 定ご希望をお受けする旨パンフレット 等に記載した場合の追加代金等)。
- (2) 第 7 項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ、割り引き後の旅行代金を設定した場合を除きます。)
- [1] パンフレット等で当社が「トリプル割引」等と称し、1つの部屋に3人以上が宿泊することを条件に設定した1人あたりの割引代金。
- [2] その他パンフレット等で「〇〇〇 割引代金」と称するもの。

# 【11】渡航手続、旅券・査証について

- 1) ご旅行に要する旅券・査証・予防接 種証明書等の渡航手続は、お客様ご 自身で行っていただきます。ただり 当社らは、所定の料金を申し受け、別 途契約として渡航手続の一部代行を行 います。この場合、当社らはお客様 ご自身に起する事由により旅券・ 査証等の取得ができなくてもその責 任を負いません。
- 2) 渡航先の国又は地域によって旅券に有 効残存期間を必要とする場合 や査証 を必要とする場合があります。パンフレ ット又は別途お渡しする書 面記載内容 をご確認ください。

# 【12】旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であ泊機関等の大 地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の令、 行サービス提供の中止、官公署のビス生で 初の運行計画によらない運送サーロが生った。 供その他当社の関与し得なかつ円滑な実施 場合において、旅行の安全かつ円滑な実施 をはかるかじめ速やかに当該な事由がは当社の由 にあらないものである理由及びは当社の由 与し得ないものである理由及では、 が行りないものであるでは、 の因果関係を説明して旅行日程、旅行サ ービスの内容を変更することかあります。 ただし、緊急の場合においてやさ ときは変更後にご説明いたします。 ときは変更後にご説明いたします。

## 【13】旅行契約の解除・払い戻し

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。 (1)利用する運送機関の運賃・料金が

- 著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- (2) 旅行内容が変更され、旅行実施に要す る費用が減少したときは、当社はその 変更差額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 第 12 項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから払わなければならない費用を含みます。)が増加したときは、サービス可運送・宿泊機関等の座席・部屋その他変援備の不足が発生したことによる変更場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- 4) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったた旅行代金を変更します。

# 【14】お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の 地位を別の方に譲り渡すことができます。 ただしこの場合、お客様は所定の事項を記 入の上、当社に提出していただきます。こ の際、交替に要する手数料とし て 10,500 円 (消費税込)をいただきます。 (既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。)また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替にない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

# 【15】旅行契約の解除・払戻し

- 1. 旅行開始前の解除
- (1) お客様の解除権
- ア. お客様は次表に記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申し込み店の営業時間内にお受けします。

	4/27-5/6,7/20-	左記以外の日に
契約解除の日	8/31,12/20-1/7	開始する旅行
大小がいい口	に旅行開始する	(おひとり)
	旅行(おひとり)	
旅行開始日の前日から		
起算してさかのぼって	旅行代金の10%	無料
40日目にあたる日以降		700 FF
31 日目にあたる日まで		
旅行開始日の前日から	旅行代金の20%	
起算してさかのぼって		
30日目にあたる日以降		
3日目にあたる日まで		
旅行開始日の前々日~当日	旅行代金の50%	
旅行開始後又は無連絡	旅行代金の100%	

- イ. お客様は次の項目に該当する場合は取 消料なしで旅行契約を解除することが できます。
- a. 旅行契約内容が変更されたとき。た だし、その変更が第 22 項の表左欄 に掲げるものその他の重要なもので ある場合に限ります。
- b. 第 13 項(1)に基づき、旅行代金が 増額改定されたとき。
- c. 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿 泊機関等の旅行サービス提供の中止、官 公署の命令その他の事由が生じた 場合 において、旅行の安全かつ円滑 な実施 が不可能となり、又は不可能 となるお それが極めて大きいとき。
- d. 当社がお客様に対し、第 5 項の(2) に記載の最終旅行日程表を同項に規定 する日までにお渡ししなかったとき。
- e. 当社の責に帰すべき事由により、パ ンフレットに記載した旅行日程に従 った旅行実施が不可能となったとき。
- ウ. 当社は本項1の(1)のアにより旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項1の(1)のイにより、旅行契約が解除されたときは、既に収受してる旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻しいたします。
- エ. 日程に含まれる地域について、外務 省から「渡航の是非を検討してくだ さい以上の危険情報が発出された 場合は、当社は原則として旅行実施 を取りやめます。但し、十分な安全 措置を講じることが可能な場合には 旅行を実施いたします。その場合(当 社が旅行を実施する場合)、お客様 が旅行をお取消しになられるときは、所定の取消料が必要となります。
- オ. お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等の行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取消とみなし、所定の取消料を収受します。
- カ. 当社の責任とならない各種ローンの 取 扱い上及びその他渡航手続上の 事由 に基づきお取消しになる場合も、所定の 取消料を収受します。
- (2) 当社の解除権
- ア. お客様が第 6 項に規定する期日までに 旅行代金を支払われないときは、当社 は旅行契約を解除することがあります。 このときは、本項(1)の[1] のアに規定 する取消料と同額の違約料をお支払い いただきます。
- イ. 次の項目に該当する場合は、当社は 旅 行契約を解除することがあります。
- a. お客様が当社のあらかじめ明示した 性別・年令・資格・技能その他旅

- 行参加条件を満たしていないことが明 らかになったとき。なったとき。
- b. お客様が病気、必要な介助者の不在 その他の事由により、当該旅行に耐 えられないと認められたとき。
- c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、 又は団体行動の円滑な実施を妨げるお それがあると認められたとき。
- d. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。 e. お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は 4/27~5/6、7/20~8/31、12/20~1/7 に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのほって 33 日目にあたる日より前に、また、同期間以外に旅行開始す るときは、旅行開始日の前日から起 算してさかのぼって 23 日目にあたる日より前に流行開始日の前日から起 算してさかのぼって 23 日目にあたる日より前に旅行開始日のご通知をいたします。
- f. スキーを目的とする旅行における降 雪量の不足のように、当社があらかじ め明示した旅行実施条件が成就しない とき、あるいはそのおそれが極めて大 きいとき。
- g. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ト、上記 g の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の 是非を検討してください」以上の危険 情報が出されたとき。(但し十分に安全措置を講じることが可能な場合には 旅行を実施いたします。その場合のお 取消料については、本項1の(1)のエに 拠ります。)
- ウ. 当社は本項 1 の(2)のアにより旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金) から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また本項 1 の(2)のイにより旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。
- 2. 旅行開始後の解除
- (1) お客様の解除・払い戻し
- た事様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- イ. 旅行開始後であっても、お客様の責 に 帰さない事由によりパンフレット に記 載した旅行サービスの提供を受 けられ ない場合には、お客様は、取 消料を支 払うことなく当該不可能 になった旅 行サービス提供に係る部 分の契約を解 除することができます。
- 5. 本項2の(1)のイの場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、追約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。
- (2) 当社の解除・払い戻し
- ア. 旅行開始後であっても、当社は次に掲 げる場合においてはお客様にあらかじ め理由を説明して旅行契約の一部を解 除することがあります。
- a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
- b. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行制対する暴行又は脅迫等に法り切す動の規律を乱し、当該旅行の全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊 期間等の旅行サービス提供の中止、 官公署の命令その他の当社の関与し 得ない事由が生じた場合において、 旅行の継続が不可能となったとき。
- d. 上記cの一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出され旅行の継続が不可能になったとき。

イ、解除の効果及び払い戻し

- 5. 本項2の(2)のアのa、cにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。
- エ. 当社が本項2の(2)のアの規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

# 【16】旅行代金の払い戻しの時期

- (1) 当社は、「第 13 項の(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「前 15 項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して 7 日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の 解除によ記払い戻しにあってはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30 日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。
- (2) 本項(1)の規定は、第 19 項(当社 の責任) 又は第 21 項(お客様の責 任)で規定するところにより、お客 様又は当社が損害賠償請求権を行使 することを妨げるものではありませ ん。

# 【17】当社の指示

お客様は、旅行開始後から旅行終了まで の間、募集型企画旅行参加者として行動し ていただくときは自由行動時間中を除き、 旅行を安全かつ円滑に実施するための当社 の指示に従っていただきます。

### 【18】添乗員

- (1) 添乗員の同行の有無はパンフレット に明示いたします。
- (2) 添乗員の同行する旅行においては添乗 員が、添乗員が同行しない旅行におい ては旅行先における現地係員が旅行を 安全かつ円滑に実施するため必要な 業務及びその他当社が必要と認める業 務の全部又は一部を行ないます。
- (3)添乗員が同行しない旅行においては、 現地における当社の連絡先を最終旅 行日程表に明示いたします。
- (4) 添乗員の業務は原則として 8 時から 20 時までといたします。

### 【19】当社の責任

- (1) 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。
- (2) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1) の責任を負いません。
- [1]天災地変、戦乱、暴動又はこれらの ために生じる旅行日程の変更もし くは旅行の中止
- [2]運送・宿泊機関等の事故、火災に より発生する損害
- [3]運送・宿泊機関等のサービス提供の 中止又はこれらのために生じる旅行 日程の変更もしくは旅行の中止
- [4]官公署の命令、外国の出入国規制、伝 染病による隔離又はこれらによって 生じる旅行日程の変更、旅行の中止

- [5]自由行動中の事故
- [6]食中毒
- [7]盗難
- [8]運送機関の遅延・不通・スケジュー ル変更・経路変更など又はこれら によって生じる旅行日程の変 更・目的地滞在時間の短縮
- (3) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの書通知期間規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して21日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお1人あたり最高15万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)といたします。

## 【20】特別補償

- (1) 当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来られた一定の損害につきましては死亡補償金(2500 万円)・後遺障害補償金(2500 万円を上限)・入院見舞金(2 万円~40 万円)及び原見舞金(2 万円~10 万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(15 万円を上限、1 切あたり 10 万円を上限、1 対あたり 10 万円を上限、1 対あたり 15 万円を上限、1 5万円を上限とします。)を支払います。
- (2) 本項(1)にかかわらず、当社の手配に よる募集型企画旅行に含まれる旅行サ ービスの提供が一切行われない日につ いては、その旨パンフレットに明示し た場合に限り、当該募集型企画旅行参 加中とはいたしません。
- (3) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転に会まれない場合で、発生画旅行に合まれない場合で、カングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー機等)搭乗、ジャイロプレト機・ジャイロライト機、ジャイの大きで、カンドを乗いる危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (4) 当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許に査証、預金証 書・貯金宣書(通帳及び現金支払機 用カードを含みます。)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。
- (5) 当社が本項(1)に基づく補償金支払い 義務と前項により損害賠償義務 を重 ねて負う場合であっても、一方の義務 が履行されたときはその金額の限度に おいて補償金支払義務・損害賠償義務 とも履行されたものといたします。

# 【21】お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗 に反する行為、もしくはお客様が当社 約款の規定を守らないことにより当社 が損害を受けた場合は、当社はお客様 から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。 (3) お客様は、旅行開始後において、
- (3) お客様は、旅行開始後において、 契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契 約書面と異なる旅行サービスが提供さ れたと認識したときは、旅行地にお いて速やかにその旨を添乗員、斡旋 員、現地関マはお申込店に申し出 な ければなりません。
- 4) 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、

お客様は当該費用を当社が指定す る期日までに当社の指定する方法で 支払わなければなりません。

#### 【22】旅程補償

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の[1]・[2]・[3]で規定する変更を除きます。)は、第7項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該更について当社に第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
- [1] 次に掲げる事由による変更の場合は、 当社は変更補償金を支払いません。 (ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等 の座席・部屋その他の諸設備の不足か 発生したことによる変更 の場合は変更 補償金を支払います。)
- ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天 災地変
- イ. 戦乱
- ウ・暴動
- エ、官公署の命令
- オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関 等の旅行サービス提供の中止
- カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当 初の運行計画によらない運送サービ スの提供
- キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
- [2] 第 15 項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
- [3] パンフレットに記載した旅行サービス の提供を受ける順序が変更になった場 合でも、旅行中に当該旅行サービスの 提供を受けることができた場合におい ては、当社は変更補償金を支払いません。
- (2) 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおひとり様につき1,000円未満で

#### 【23】オプショナルツアー又は情報提供

- 1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が企画・実施する募集型企画旅行(以下「当社オブショナルツアーといいます。)の第20項(特別補償)の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社オプショナルツアーは、パンフレット等で「企画者:当社」と明示します。
- 2) オブショナルツアーの運行事業者が 当社以外の現地法人である旨をパンフレットで明示した場合には、当社は、当該オブショナルツアー参加中にお客様に発生した第20項(特別補償)で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います(但し、当該オブショナルツアーの無行の「無手面にであり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます。)。また、当該オブショナルツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任、すべて、当該運行事業者の定め及び現地法令に拠ります。
- (3) 当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規程は適用します(但し、当該オプショナルツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、無手配日」であり、かつ、こ記載した場合を除きます。)が、それ以外の責任を負いません。

# 【24】海外危険情報について

渡航先によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が発出されている場合があります。お申込の際に海外危険情報に関する書面をお渡しいたします。また、「外務省海外安全ホームページ: http://www.anzen. mofa. go.jp/」でもご確認ください。

# 【25】保険衛生について

渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ: http://www.forth.go.jp/」でご確認ください。

2 03 0 C 7 1x 1C 2 C 1, 000 1 17 7 1 C		
あるときは、当社は変更補償金を支 払いません当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までに	旅行開始日以降に
位して ピル型位が変更無限並で又位り変更	お客様に通知した場合	お客様に通知した場合
[1]パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
[2]パンフレット又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設 (レストランを含みます。その他の旅行目的地の変更)	1.0%	2.0%
[3]/シフレット又は確定書面に記載した運輸機関その等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計総が、シフレット又は確定書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0%	2.0%
[4]パンフレット又は確定書面に記載した運輸機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
[5]/シフレット又は確定書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
[6]/シフレット又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
[7]パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類、又は名称の変更	1.0%	2.0%
[8]/シフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
[9]上記[1]~[8]に掲げる変更のうち募集パンフレット又は確定書面のツ アー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%
	l.	

注1:パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提出された旅行サービスの内容との間 に変更 が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注2:[9]に掲げる変更については、[1]~[8]の料率を適用せず、[9]の料率を適用します。

注3:1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。 注4: [4][7][8]に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。注5:[3][4] に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取扱います。

注6:[4]運送機関の会社名の変更、[7]宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのものの変更に伴うものをいいます。

注7:[4]運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

#### 【26】海外旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額 の治療費、移送費等がかかることがありま す。また、事故の場合、加害者への損害賠 償請求や賠償金の回収が大変困 難である 場合があります。これらを担保するため、 お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に 加入されることをお勧めします。海外旅行 保険については、お申込店の販売員にお 問い合わせください。

# 【27】個人情報の取扱い

- (1) 当社らは、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。
- (2) 当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有する計算の便宜のため、当社の保有する場合を構の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、搭乗をれる航空便名等に係る個人データとにより事業で送付することにより事業では、これらの事業望される場合は、お申し出下さい。

#### 【28】旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレットに明示した 日となります。

### 【29】その他

- (1) お客様が個人的な案内・買物等を添乗 員等に依頼された場合のそれに伴う諸 費用、お客様の怪我、疾病等の発生に 伴う諸費用、お客様の不注意による荷 物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別 行動手配に要した諸費用が生じたとき には、それらの費用はお客様にご負担 いただきます。
- 2) お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。免税払戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてご理等等でき、その手続きは、土産店で理等ででさい。ワシントン条約や国内諸法令により日本への持込が禁止されている品物がございますので、ご購入には充分ご注意ください。
- (3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (4) こども代金は、旅行開始日当日を基準 に満2才以上~12才未満の方に適用い たします。幼児代金は旅行 開始日当日 を基準に、満2才未満で航空座席及び 客室におけるベッドを専用では使用し ない方に適用します。
- (5) 当社が募集型企画旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについてはパンフレット表集合してから、当該空港に帰着(解散)するまでとなります。海外発着のものについては、日程表等でご案内した海外での集合場所に集合してから、海外での解散場所で解散するまでとなります。
- (6) 日本国内の空港等から、本項(5) の発着空港までの区間を別途手配し た場合は、特に記載のない限りこの 部分は募集型企画旅行契約の範囲に 含まれません。
- (7) 当社らの募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わて当該航空会社へ行なっていただきます。また、利用航空会社の変更により第19項(1)及び第23項(1)の責任を負いません。
- (8) 当社所定の申込書にお客様のローマ字 氏名をご記入される際には、ご旅行に 使用されるパスポートに記載されてい る通りにご記入ください。お客様の氏 名が誤って記入された場合は、航空券 の発行替え、関係する機関への氏名訂 正などが必要になります。この場合、 当社らは、お客様

の交替の場合に準じて、第 14 項のお客様の交替手数料をいただきます。尚、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約 を解除いただく場合もあります。こ の場合には第 15 項の当社所定の取消料をいただきます。